

森格の中国政策構想

——満州事変前後を中心に——

小林 昭 平

【要約】 満州事変は、満州における日本の権益が危機的な状況にあるにもかかわらず、ワシントン会議での合意を最大限尊重し列国協調主義、中国内政不干渉主義などを基軸とする幣原外交では擁護され得ないとして、引き起こされた。本稿は、幣原外交とは異なり、満蒙権益擁護を強く主張し強硬的な中国政策を展開した政友会森格の中国政策構想並びにその位置づけを明らかにしようとするものである。考察によれば、森の中国政策は九カ国条約への違背、列国との摩擦を回避することを基軸としたものであり、その背景には森自身の「大國」志向と「皇室中心の国体」という日本国家観がある。このことを踏まえるならば、これまでの先行研究が森の中国政策の強硬的側面を強調し、否定的に捉えてきた潮流の再考を促すことになろう。また、森の中国政策を改めて検討・分析することで、幣原外交に替って日本がとり得る選択肢のひとつを探る手がかりが得られよう。

史林 九一卷六号 二〇〇八年一月

はじめに

一九二〇年代後半から一九三二年九月の満州事変に至る期間において、日本の中国政策は田中内閣期を除き、外相幣原喜重郎によるいわゆる幣原外交によって推し進められた。幣原による中国政策は、ワシントン会議での合意を最大限尊重し、列国協調主義、中国内政不干渉主義などを基軸とし展開された。この幣原外交のもとでは中国、特に満州に日本が持

つ權益が危機的な状況にあるにもかかわらず、その權益擁護のための適切な措置がなされていないとして、関東軍の手によって満州事変が一九三一年九月に引き起こされた。

満州事変についてはすでに数多くの研究がなされている。最近のものとして、中山隆志氏の『関東軍』^①は、満州事變の当事者たる関東軍の誕生から終焉までを論じ、鈴木隆史氏の『日本帝国主義と満州』^②は、日露戦争から満州国終焉までの期間を対象としながら日本による満州への帝国主義的進出を論じている。満州における日本の權益を擁護できたか否かという点で幣原外交に疑問を呈した先行研究としては、臼井勝美氏が『日中外交史』のなかで資本の論理、あるいは既得条約の論理からは逸脱した中国の抵抗方式に幣原外交が有効に対処できなかったと論じ、また細谷千博氏は「ワシントン体制の特質と変容」のなかでワシントン会議にははじめから攪乱要因あるいは脆弱性があり、その主たるものは中国のナシヨナリズムとワシントン体制外におかれたソヴィエト要因であると述べている。^④つまり權益擁護という点では、中国のナシヨナリズムが共産主義勢力の浸透と相まって高揚する過程においては、幣原外交の基軸に固執する政策に止まらない情勢に即した政策が、求められていたのではないかと指摘しているのである。また幣原外交を論難した政友会において強硬論の先頭に立っていた勢力を取り上げた先行研究として、玉井清氏の「政友会の対外強硬論」^⑤がある。玉井氏は田中内閣で展開された出兵を辞さない強硬な中国政策の中心勢力に焦点をあてつつ、満州事変前後から国際連盟脱退までの政友会の中国政策を論じている。しかしながら、田中内閣で外務政務次官に就任、東方会議の開催、山東出兵の推進など内閣の強硬的中国政策を担い、田中内閣総辞職後は浜口内閣倒閣に邁進した森恪^{もりつとむ}については、中国政策における強硬論者あるいは「対外硬」の推進者として捉えるにとどまり、その政策の分析にまで踏み込んではいない。幣原外交の対極に位置する中国政策を主張する森が、東アジアの新しい秩序たるワシントン体制をどのように評価していたのか、日本の満蒙權益をどのように擁護しようとしていたのか、そしてその權益擁護を強く主張し満州事変を引き起こした関東軍との関わりはいかなるものであったのか、といった論点についてこれまでの先行研究では必ずしも明らかにされているとは言えない。

ところで、政友会の中で積極的に滿蒙權益擁護を主張した人物としては、山本条太郎があげられる。森、そして山本はともに三井物産に籍をおいて、後に政治家に転進したという似かよった経歴をもつ。山本は、首相田中義一の命を受けて、張作霖との間で鉄道交渉を行い、犬養毅内閣では犬養自身が主導した国民政府との秘密交渉にも関わる筈であったとされており、^⑥ 滿蒙權益擁護論者ではあるが外交交渉を第一義的とし、圧力的行動を第二義的とする考えであったとされる。これに対し森は、田中内閣時のみならず、犬養内閣でも内閣書記官長として日中秘密交渉を支持せず、自らの中国政策を主張していた。滿州事変直前には、国民政府の対応を「國際信義も隣邦親善も何も彼等の眼中にはもはや存在していない」と、「フロックコートを着て馬賊に対する様な國際正義外交を日本が一方的にやつて見たところで何の効果もない」^⑦と幣原外交を論難していた。幣原外交に問題ありとするならば、その対極にある森の主張を考察することは、そのこと自体意味のあるものであろうし、問題ありと指摘するにとどまる先行研究を補完することにも繋がるものと考ええる。

森を取り上げた研究については、『森恪』を著した山浦貫一氏が生い立ちから、事業家を経て政治家になる時期を含めて内政・外交にわたり詳述しており、これまでの多くの研究もこの『森恪』を引用している。しかし、関寛治氏が「滿州事変前史」において、「一般にこの伝記は、森の対外硬を極端に強調しすぎていく傾きがある」^⑧と述べているように、山浦氏は森を東アジアにおける新しい國際秩序を定めたワシントン会議に対する挑戦者という位置づけとされているように思われる。そこで、本稿は『森恪』で引用された森自身の発言、草稿に加えて議会、新聞・雑誌などの発言などにも留意して、森の中国政策論とその構造を滿州事変前後の出来事を取り上げ九カ国条約、國際連盟に対する考え、滿州における權益擁護の考え方、国民政府に対する見方を考察することで明らかにしたい。

本論に入る前に、森が政治の世界に入る前に示した考え方、そして政治家としての経歴について簡単に触れておきたい。森は一九〇二年、一九歳の時、三井物産の修業生として上海にわたる。一九〇四年、正社員となり、その後中国大陸各地に滞在した。そして自らに興した事業を展開する中で政治的権勢を用いる必要があると判断して、一九一八年、政友会に

入党した。この長期にわたる中国での体験を基に、中国問題について次のような認識を残している。「支那実状、官制の実体に触れ、或は複雑なる内治行政の真相を論じたものを見ない」と日本の実態把握不足を指摘し、更に「その国の自然物に対して基礎的の知識なき外交や通商の權威なきは当然^④」と日本の外交、通商政策を的の外れとみなしている。一方、自ら「一個の見解を世に呈する資格を有するものと自信する」と中国通としての自負をみせている。国際政治問題については「問題は実力である。備へあるの如何である。(中略)実力と備へあることは国際問題の最後の勝利を意味する」と述べている。^⑤つまり自らを中国事情に精通した者とみなして「力」を背景とした方策でなければ国際的政治問題に対処できないとみなしていた。また、高等商業学校の入試に一度ならず失敗して実業の世界に早く入る決心をして三井物産の修業生になった森の経歴は、学校出身者への對抗意識、そして自らの主張に固執する面を強めたものと思われる。森は政友会入党後間もない一九二〇年の原敬内閣時に初当選をはたし、一九二三年には政友会院内幹事、一九二七年には田中内閣の外務政務次官に就任し、その後、政友会幹事長、政友会総務を歴任する。そして一九三一年、犬養内閣の内閣書記官長に就任する。しかしその直後の一九三二年七月に病に臥し、一二月には五〇歳という若さで病死した。

- ① 中山隆志「関東軍」(講談社二〇〇〇年)
 ② 鈴木隆史「日本帝国主義と満州一九〇〇―一九四五」(塙書房一九九二年)
 ③ 白井勝美「日中外交史―北伐の時代」(塙新書一九七一年)二〇〇―二〇三頁
 ④ 細谷千博「ワシントン体制の特質と変容」(細谷千博・斉藤真編「ワシントン体制と日米関係」東京大学出版会一九七八年)三―六頁
 ⑤ 玉井清「政友会の対外強硬論」(中村勝範編「満州事変の衝撃」勁草書房一九九六年)
 ⑥ 犬養健「山本条太郎と犬養毅・森恪」(『新文明』第十卷七号新文明社一九六〇年)二九頁
 ⑦ 森恪の稿「急迫せる満蒙の現状」(『経済往来』一九三一年一〇月号)九〇頁
 ⑧ 関寛治「満州事変前史(一九二七年―一九三二年)」(『日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編「太平洋戦争への道」第一卷、朝日新聞社一九六三年)註四五七頁
 ⑨ 森恪の稿「支那人の特性」(山浦貫一編「森恪」原書房一九八二年)九五七頁
 ⑩ 同右九五〇頁
 ⑪ 森恪の稿「支那雜感」(同右「森恪」)九九九頁

第一章 ロンドン海軍軍縮条約

一九二九年七月に政友会田中内閣の後を受けて成立した民政党浜口雄幸内閣は、中国との間で懸案事項であった満州問題を一時棚上げにして、財政整理の観点から軍事費の節約を講じるべくロンドン海軍軍縮会議に臨み、一九三〇年四月二日には調印にこぎつけた。この軍縮条約の批准手続きをめぐる森は、海軍の国防・用兵に責任を持つ軍令部の意向を無視して浜口内閣が全権に対して回訓案を発進したとの主張を展開、倒閣の中心的役割を演じた。統帥権干犯問題にはじまったこの倒閣運動は、一九三二年二月の幣原首相代理失言問題まで執拗に続けられた。ここにかかわった森の態度を山浦貫一氏は、「単純なる倒閣熱」ではなく「大陸政策の危機を防ぐ」ためと述べている。^①また、服部龍二氏は「ロンドン会議は孤立した事象ではなく、ある程度は中国問題や移民問題とも連動して」いると論じている。^②ただし山浦氏は、森の倒閣運動について詳述している半面、浜口内閣の中国政策に対する認識そして如何なる点を問題視したのかという点にはまだ論及していない。またこれまでの先行研究でも中国政策との関連性にまで言及してはいない。そこで、本稿は、森の中国政策において重要な意味合いをもつ満蒙権益擁護論と関連づけながら森のロンドン軍縮条約への態度、考え方を再考する。

森は田中内閣において外務政務次官に就任し、満州における日本の権益を擁護するためには兵力の使用も躊躇するべきではないという強硬策を主張し、田中内閣の積極外交の推進役であった。一九二九年四月になるとその職を辞している。かかる主張を展開するのは、森が浜口内閣の幣原外相との間で満蒙権益に関して根本的に異なる認識をもち、しかも権益擁護のためには兵力の使用も辞さないとの考えをもっていたことによる。この満蒙権益に関わる認識の相違については、第四章で改めて言及する。

森が浜口内閣の倒閣運動を展開した時期、言い換えると内閣が満州問題を一時棚上げしている間に、森をはじめとして

満州權益を擁護すべきと強く主張する勢力からみれば、由々しき事態とみなすほど満州情勢は緊迫化したものになっていた。ロンドン軍縮条約問題が一応の落着きをみせた後の一九三〇年八月、浜口内閣は、満鉄理事に木村鋭市（第一次若槻内閣当時外務省亜細亜局長）を起用し、満鉄と東三省との交渉に当らせた。しかしながら、この鉄道交渉は進展をみせず、強硬策を含めた対応をするべしとの主張が強まっていた。満州では、一九三〇年四月と一〇月には間島で共産主義勢力によるとみられる暴動が起こり、五月には中国鉄道による物資輸送・貿易に不可欠な港灣整備が、葫蘆島において着工されることとなった。この港灣整備は、満鉄線・大連港を使用する輸送・貿易経路に代って中国鉄道・葫蘆島を經由する新しい貿易ルートの登場を意味し、いわゆる満鉄包圍網計画の一部をなすもので、南満州鉄道にとつて大きな脅威となるものであった^③。要するに、田中内閣時に恐れられた共産主義勢力の満州への波及、そして満鉄にとつて大きな不利益ともなりうる港灣整備、ひいては満州における日本の權益の根幹をゆるがす危機が現実化しようとしていたのである。こうした情勢にあつて、幣原外相は一九三〇年八月に桑原参事官らを中国に派遣、共産主義勢力の動向を調査させた。しかしながら、一月の視察報告は、中国の共産主義化は不可能に近いというもので、従来の方策に修正を促すものではなかつた。また幣原外相は満鉄包圍網になりかねない中国の鉄道計画についても、満鉄の経営に脅威を与えるような敷設計画でない限り内政問題とみなす考えであつた。こうした幣原外相の対応は、權益侵害を招くものであり満州情勢を危機的なものにするとして、森は次のように倒閣運動を執拗に続けたのである。一九三〇年四月の第五十八特別議会で統帥権干犯問題を取り上げることで浜口内閣を追及、それに失敗した後も、枢密院審査会におけるロンドン条約審議過程で浜口内閣が行き詰るとみるや政友会臨時大会を奉答前日の九月一六日に設定して倒閣運動を盛り上げた。ところが予想に反して枢密院審査会は「御批准然るべき」と奉答することを決定し、政友会臨時大会をして「笑止といふも愚かなり」と新聞報道される始末であつた^④。これにより倒閣運動は終息するかにみえたが、翌年二月、帝国議会委員会で幣原首相代理は、「御批准になつて居るといふことを以て、此のロンドン条約が国防を危うくするものでないといふことは明か^⑤」と発言し、それに対して

森の「取消せ」発言を機に倒閣の動きが再燃した。ただし、この動きも政友会総裁犬養毅が収拾に乗り出し、結局のところ森の倒閣運動はことごとく失敗に終わることとなった。

このように、満州情勢が一段と緊迫化していくなかで満蒙権益は危機的状态となつているとして、森は、浜口内閣を退陣せしめ、政友会内閣の手で中国政策を刷新して満蒙権益を擁護しようとしたのである。その倒閣運動が失敗に終わった後、一九三一年六月に陸軍参謀本部中村大尉が兵要地誌調査中に射殺されるという事件が、七月には万宝山に入植した朝鮮人農民の用水路工事を巡って衝突事件が起きる。そしてついに九月一八日柳條溝事件（満州事変）が勃発したのである。

① 前掲「森格」六七二頁

② 服部龍二「ロンドン海軍軍縮会議と日米関係——キャッスル駐日米國大使の眼差し——」（『史学雑誌』第一一二篇第七号二〇〇三年）五九、六一頁

③ 満鉄平行線は張作霖が計画し建設し始めたもので「おもに北満の大豆を奉天經由でオランダの資本で造られた山海関付近の胡蘆島に運び、海外へ輸出しようとする」ものであった。（有田八郎『馬鹿八と人はいう——外交官の回想』光和堂一九四一年四二頁）。この築港計画に対する日本での評価は、二分されて悲観論と楽観論に分かれていた。楽観論では港湾能力が小さいことなど大連にとって致命的な打撃とは

ならないとみなされていた（尾形洋一「東北交通委員会と所謂『満鉄包圍鉄道網計画』」（『史学雑誌』八六卷八号一九七七年五八頁）

④ 白井勝美「満州事変——戦争と外交」（中央公論社一九七四年）九頁

⑤ 幣原平和財団編『幣原喜重郎（幣原平和財団一九五五年）四六一頁

⑥ 『東京朝日新聞』一九三〇年九月一八日

⑦ 『政友』三六六号一九三二年三月五四頁、なお引用文は旧漢字を概ね新漢字に改めた。以下同様

第二章 満州事変

関東州の防衛と南満州鉄道の警備の任を担う関東軍は、満州問題について軍事的側面の研究を行っていたが、満州事変前においては、森と同様、権益擁護のためには軍事的行動も排除しないとの考えを持ち、満州事変を引き起こした。本稿は満州事変勃発当時の森発言などを通して、森と関東軍との関連性、そして森と関東軍がそれぞれ列国あるいは九カ国条

約との関係をどのように考えていたかを考察する。

(一) 満 鮮 視 察

満州情勢が一段と緊迫の度合いを増す中、政友会は満鮮地方視察に総務の森（一九三二年三月に総務に就任）、そして代議士の山崎猛と東條貞を派遣し、山浦貫一氏も新聞記者として同行した。この視察は七月一六日から八月一五日と約一ヶ月にわたるもので、朝鮮、奉天、ハルビン、大連、閩島などを訪れた。この調査について、山浦氏は「対支国策の転換をはかるべき森の重大行動であった」と、また「出発前には陸軍方面と十分な打合せが遂げられた」と記している。^①同時に、「彼等（関東軍司令官本庄繁、参謀石原莞爾等——筆者注）と如何なる内容を語り、如何なる秘策を練つたか知る由もない。ただ東亜の歴史を百八十度転換させる必要に基いた話しであつたらうと想像するのみ」とも記している。^②これらの記述は、森が関東軍による満州事変を事前に承知していただけでなく、そのような行為によって満州政策転換の契機とする考えで一致していたことを推論させる。これらの点について、森の発言と行動の検討を通じて明らかにする。

森は満鮮地方視察の様子を八月三十一日の政友会連絡会で「危殆に陥れる帝国の存立権」と題して、次のように報告している。

「滿蒙は日支官民の無気味なる対立、或意味に於ては事実上交戦直前の状態（中略）政治外交の指導方針は赤露の夫れを模倣して居る。（中略）今日は日本が如何に協調し譲歩するも既に日支關係を合理的に展開することは不可能の状態に陥つて居る。（中略）滿蒙を現状の儘に推移せしむれば日本は結局滿蒙から退かざるを得ない事になる。退かざらんと欲すれば即ち現状打開方策を講ぜねばならぬ。（中略）我存立権は日々土崩瓦壊し行くのみである。この状態を挽回し日支關係を合理的位置に取戻す為には国力の発動に待たねばならぬと確信する」^④

満州から退かないのであれば、現状を打開しなくてはならない、その打開方法とは、外交交渉では解決への道は開かれな

以上、「国力の発動」に待たねばならないというのである。「国力の発動」は必ずしも「武力行使」を意味するものではないが、森はこの満鮮報告で満州は「事実上交戦直前の状態であるとも言へる」といい、満鮮報告直後の九月六日執筆の「急迫せる満蒙の現状」の中で「具体的に何を指すか私個人としては、勿論案を有しているが、今日はまだ公表し実行し得る時期に到達していない」^⑥と満州事変を念頭に置いているともとれる表現をしている。また犬養健の回想は、森は満鮮視察の際に「「事変」の計画の延びている現地軍を激励していた」^⑦と記しており、関東軍と意見交換をしたことは間違いないところであろう。この視察前の六月に起きた中村大尉殺害事件直後、森は「直ぐ兵を動かせ」と主張し、「この際、満州問題を解決してしまはねばいかぬ」^⑧との固い信念を持っていたと鈴木貞一は述べている。一方、満州事変の首謀者である関東軍参謀石原莞爾は、事件は満州問題解決のための端緒となりうるものであり、国際関係面でも好機であるとして武力行使すべしと考え、それを陸軍中央に意見具申していた。^⑨つまり森、そして石原は共に満州問題を解決すべき時期であると認識していたのである。そこには、満州問題解決に緊急性をもたらし、同時に何らかの起爆剤があれば、行動を起こすべきとさせる出来事があった。四月一四日の重光葵代理公使と王正廷外交部長との会談において、中国の利権回収の対象に満州も含まれることが確認されていたのである。^⑩そのような時期に丁度起爆剤となり得る中村大尉殺害事件が起こり、しかも森の視察当時この殺害事件は未解決のままであった。とすれば殺害事件の対応につき、森と石原の間で話題とされなかつたとは考え難い。だが、森と石原をつなげるものは、何であつたのだろうか。次に、その点に言及したい。

田中内閣総辞職の原因となつた張作霖爆殺事件の首謀者河本大作（満州事変時は予備役）は、後年、次のように語っている。満州問題は武力によつて解決すべしと森ほかに説き、満州事変前後には関東軍、満鉄、陸軍中央との間の仲介役を勤め、満州事変の下支え役をしたと。^⑪また、満州事変直前の九月七日に工作資金を石原に手渡している。^⑫その河本と森は東方会議以来の知己であり、河本が張作霖爆殺事件の関係で一九三〇年七月に予備役となつた時には、森は自らが経営する中公司の顧問として処遇して、資金面で支援し、頻繁に連絡をとっている。^⑬また一九三〇年一〇月に起こつた台湾での排

日運動（霧社事件）についての現地調査を河本に依頼していた。^⑤つまり森と知己の関係である河本は、満州問題の武力解決をめざして石原を支援したのみならず、満州問題解決を願う人達の仲介役をした、いわば、裏の実行者であった。とすれば、河本が森の満鮮地方視察時における石原との仲介者であったと考えられる。では、森との面談の際に、石原はどのような満州問題解決の対策を持っていたのだろうか。既述したとおり、石原は殺害事件を契機とする武力行使の意見具申を陸軍中央にしていたのだが、それは採用されなかった。陸軍中央は排日行動が発展した場合には、軍事行動をとらざるをえないとの考えではあったものの、軍事行動に対して列国の理解を得る必要があると認識していた。そのような陸軍中央の対応に不満を持つ石原は、軍事課長永田鉄山宛の書簡に次のように記している。「中央出先相互に十分了解して気持よく事に当ること肝要なること申す迄も無之礼に做はざる我等の罪大なること万々承知致居り候も出先は動もすれば神経を尖らしむるものなることも御諒察」と。これは意見具申不採用に対して、出先機関即ち関東軍の単独行動という形での武力行使を念頭においてるように読める。この書簡の日付八月一二日に森は視察を終えて、下関に帰着しており、^⑥石原がその書簡で暗示する「単独行動」案を森の視察期間中に提示した、あるいは両者の話し合いの結果であることを強く示唆する。即ち、森の九月六日付草稿「急迫せる満蒙の現状」にいう「勿論案を有しているが、今日はまだ公表し実行し得る時期に到達していない」とは、石原が抱懐する行動案のことである可能性が極めて高い。

（二） 満州事変後の対応

満州事変は満鉄線路が爆破されたことをきっかけにして始まった。その爆破は関東軍の手による行為であったことが後に判明したが、当時は中国側によってなされたものであるとして、陸軍中央は関東軍の軍事行動を至当なものと判断し、満州問題解決の動機とする方針を確定した。その解決とは、既得権益の完全な確保であり満州の軍事的占領ではなかった。^⑦それに対して関東軍は、既得権益の侵害に対する武力行使は九カ国条約に抵触するものではないと認識しながらも、もし

九カ国条約に抵触する行為をしたとしても、列国は積極的に刃向かわないとの見方をして、陸軍中央とは異なり既得権益の確保にとどまらず満州占領、領土化を目的とし、戦線を拡大していった。²⁰ 事実、当時の世界経済は、一九二九年一〇月のニューヨーク株式市場での株価暴落に始まった恐慌が当初の見通しと異なり、回復の兆しを見せず、一九三一年九月には英国が通貨切り下げを実施し、国際金本位体制の崩壊が始まるという情勢にあつて、列国は国内対策を優先せざるを得ない状況にあつた。森は関東軍が抱懐する九カ国条約に違背する満州占領、領土化を容認する考えであつたのだろうか。次にその点について言及したい。

森は満州事変直前の座談会において、「今日以後結局日本の運命を支配するものは私は外交だと思ふ²¹」といい「日本が満州においてやるのは領土を侵そうというのではない²²」と発言している。この発言は満州事変を意識し、その後のことを念頭においているかのものであるが、満州領土化を目的としたものではなく武力行使の後は外交だということである。このことは、武力行使を外交的に解決できる範囲に止まるものと認識していることを窺わせる、言い換えると列国が容認する範囲、九カ国条約に違背する行為でない範囲としていると考えられる。そこで、満州事変直後の寄稿文「満州問題をどうみるか」をみてみたい。そこでは「支那殊に滿蒙」と満州を中国の一部であるとの認識を示した上で、「滿蒙が我國の生命である」と満州の重要性を強調し、「滿蒙に於ける（中略）正当の条約に基く権利は蹂躪され、利益は毀損され」たことに対して「これ等諸懸案の解決に努力することは、これ亦当然」と満州事変の正当性を主張、続けてその事変の目的とするところを次のように述べている。

「支那、滿蒙に於ける我國の特殊權益とは如何。（中略）要するに支那に於ける我國の最大の權益は支那四億の人間の生産力と購買力である。（中略）支那人の生産力と云ふものは日本の生産事業に対する膨大な原料供給の泉源である。生産力を日支交易で助長することに依つて、支那は更に莫大なる購買力を生み出す（中略）滿蒙方面に於ける生産力は我國の産業を培ひ、その消費力は我國の貿易を繁盛ならしめ（中略）支那人が速やかに内争を止めて支那全体が平和であり、開放的であり、合理的な、内外人共平

和に事業に安心して従事できるやうな状態になって貰ひ度いと云ふ希望以外に実は何にもない」^②

満州を含めた中国の生産力と購買力は地理的に隣接する日本にしてみれば特殊権益となる、そしてその生産力は日本に対する原料供給源であり中国の購買力を生み出すものである、特に満州の生産力は日本の産業発展にとって不可欠なものであり、それが生み出す購買力は日滿貿易を盛んにする。これらを実現するには、中国が平和で開放的でしかも内外人が事業展開できる環境が必要だといふのである。森の主張は満州事変を正当化するためのものとみることも不可能ではないし、内外人の外人を日本人を対象としているとみることも可能であろう。しかし、少なくとも満州の領土化を念頭においてはるとは考え難い。そこで次に、一九三二年一〇月一九日の政友会緊急代議士会における「東方會議の決議」と題する森總務演説をみてみたい。ここでは、「東方會議」の決議を引用、下記の点を強調している。

「同地方（滿蒙——筆者注）の平和維持經濟發展により内外人安住の地たらしむることは接壤隣邦として特に責務を感ぜざるを得ず、然り而して滿蒙南北を通じて均しく門戶開放機會均等の主義に依り、内外人の經濟的活動を促す」^③

九カ国条約のキーワードである「門戶開放」そして「機會均等」を強調するこの發言を考え合わせ、筆者は森が満州において「門戶開放」そして「機會均等」の実現を目指していたものと考ええる。九カ国条約を念頭に置くことは、列国との摩擦を回避する意向であることにつながる。なぜならば、九カ国条約は一九二一年一月からワシントンで開催された會議において、海軍主力艦の制限とともに東アジア特に中国に関する新秩序が話し合われ、その結果成立したものである。従つて、この条約に違背することは、米、英、英、英、英をはじめとする列国との間で緊張をもたらすものになるからである。

關東軍と森は、滿蒙權益擁護として行動すべき時期の判断について同様の見解をもつてはいたが、九カ国条約・列国に対する考え方を異にしていた。そのことは満州事変後の対応の違いとして現れることとなる。次に、それらの点について言及する。満州事変は日本政府の方針に相違して、關東軍が独断専横する形で拡大を続け、錦州を爆撃し、チチハルへ進攻した。その結果、國際連盟理事會は一九三一年一月二〇日に調査團の派遣を決定した。事変処理にもたつき、内外に

おいて信頼を失った若槻内閣は二月に総辞職、代つて犬養内閣が成立、森は内閣書記官長に就任した。関東軍は南北満州占領策を志向していたものの、陸軍中央の受け入れるところにならず、やむなく九月二二日に滿蒙独立策という実質を取る方策に方針変更した^⑧。しかし、関東軍の動きに懐疑的であった陸軍中央は、「関東軍が帝国より独立して滿蒙を支配せんとするが如き新たな企画はこれをさし控うべし」という電文を、陸軍大臣荒木貞夫から関東軍司令官本庄繁に打電した^⑨。更に、一九三二年一月六日陸海外三省による協定案「支那問題処理方針要綱」を、荒木陸相の要請により上京中の関東軍高級參謀板垣征四郎に呈示して、陸軍中央の意思並びに主導方針を明らかにした。森は一月一〇日に板垣と面談し、政府の外交方針と對滿蒙方策を伝えている。しかしながら、関東軍は、満州国の指導的役割を関東軍司令部が果たすという「滿蒙問題善後処理要綱」を一月二七日に策定して、関東軍主導の意向を持ち続けていた。こうした関東軍の動きを受けて、森は一月一五日原田熊雄に、「関東軍をあおしておいてはいかん。どうしても今の内に引締めてもらひたい。(中略) 関東軍はどうにもならんから、この際、陛下が御自身で出先を締められなければ」と語っている。更に「伊東巳代治を委員長に、平沼あたりを委員にして、出先をコントロールさせるより仕方がないだろう」と、関東軍をコントロールする対策として委員会設置を考えていることを窺わせる提案を、外務省亜細亜局長谷正之に対して示していた。このように日本政府の主導で満州問題処理がなされるべきであると考えていた森は、「對滿蒙実行策案審議会」の設置を主唱し、二月一七日に犬養首相の決裁を得て、「對滿蒙実行策案審議会規定」を策定した。その規定には、對滿蒙実行案の立案は「支那問題処理方針及び要綱」に基づくこととされ、実行案の担当区分、そして優先順位も示されており、第一に森が重要視する「治安維持に関する事項」が挙げられ、この審議会の委員長には内閣書記官長があたりとされている。この「審議会規定」にいう「処理方針及び要綱」とは、時系列からみて一月六日陸海外三省による協定案「支那問題処理方針要綱」のことと思われるが、ここでは、次のように滿蒙分離、治安維持を日本が担う旨、門戸開放、機会均等などが記されている。

「滿蒙は之を差当支那本部政権より分離独立せる一政権の統治支配地域とし(中略) 現下に於ける滿蒙の治安維持は主として帝國

之に任し（中略）各般の措施の施行に当りては努めて国際法乃至国際条約抵触を避け（中略）滿蒙に於ける經濟的機構に徹底的改善を加へ以て門戸開放機會均等の原則を維持し^②。

ここに記された事項は、一九三一年一月一九日の政友會緊急代議士會での「東方會議の決議」と題する森総務演説中の「滿蒙を特殊地域となす滿蒙分離」、「門戸開放機會均等の主義に依り、内外人の經濟的活動を促す」^③など、森の滿州政策を反映したものとなっている。言い換えると、「支那問題處理方針要綱」に基づくとは、森の滿州政策を推進することを意味する。森は自らを委員長とする審議會でもつて、出先をコントロールすると同時に、森の滿州政策のもとで滿州問題を處理しようとしていたのである。このように森は滿蒙權益擁護のため、滿州事変という武力行使策を選択したものの、その後の展開については關東軍の目的とするところは一線を画するものであった。森の「滿州問題」處理案は、しかしながら、犬養内閣が五・一五事件で倒れ森自身も七月に病に倒れたため中断した。

（三） 對國民政府關係

滿州事變後滿蒙分離が具体的な形をなしてきたこの時期にあつて、滿州の主權は中國にあるとした上で、滿州と日本は特殊關係にあると主張してきた森は、國民政府との關係をどのようにみていたのだろうか。

田中内閣成立直後の一九二七年六月末に開催された東方會議の最終日に、森は次のような発言をしている。中國統一をめぐす國民革命軍による北伐の最中にある中國を「鞏固なる政府の成立を求むるは殆ど期し得へからざること」と統一は困難であろうといひ、「國民黨中其の主義主張が共產派と反対に（中略）其の實行手段も余り矯激に互らざる所謂穩健分子に対しては（中略）其の要望の達成を助くること寧ろ支那全体を平和に導く^④」と穩健勢力を支援すると。森は共產主義は日本の國体を危うくするといふ基本認識を持ち、田中内閣成立前の中國視察をもとに、その勢力の浸透は中國本土のみならず、滿州における日本の權益に危機をもたらしものと認識していた。その認識に立つて、共產主義勢力の伸張を警戒

し、その勢力と考えを異にする穩健勢力を支援することが、日本の權益擁護につながるという考えを示したのである。田中内閣において外務政務次官に就任した森は、張作霖爆殺事件後張學良による易幟、そして国民政府による中国統一後もその認識を持ち続け、田中内閣が国民政府との関係改善の方向に向かうことに反対した。国民政府は一九二八年七月に米国との間で関税条約を締結することで事実上その承認を得て、それを機に不平等条約の廃棄を宣言し、日本に対しては通商条約無効を通告した。このようにいわゆる革命外交を推し進める国民政府の動きに対して、森は条約破棄通告をするような国民政府と真剣に交渉できない、そして政府と認めていないと発言^⑨。一九二九年二月の帝国議會でも「國權の大なる対手國が日本帝國なりと云ふが如き暴言を到る所に於て致して居ると云ふことが、今日支那政治家の大半^⑩」と発言していた。森のこうした考え方に対して、田中首相のみならず東方會議以降、森と共に強硬な政策を主張していた外務次官吉田茂も中国政策を轉換すべきとする方向に傾く。森は、一九二九年四月、外務政務次官を辞し、直後政友会幹事長に就任した。

一九二九年七月田中内閣の総辭職を受けて登場した浜口内閣でも満州問題は解決に向けて進展せず、同内閣を引き継いだ若槻内閣は満州事變の対応に「まずき一九三一年一月二月に総辭職、そして政友会犬養内閣が成立した。この犬養内閣で内閣書記官長に就任した森は、中国政策を直接的に遂行する役職ではないものの、自らの中国政策を実現したい意向であった。森はその役職ながら閣議に出席し、また外務大臣芳澤謙吉に対して「元老に報告するようなことは、政治的な意味を含むことになるので、今後は事前に書記官長に断つてもらいたい^⑪」と注文をつけたところにもそうした意向は現れている。しかしながら、犬養首相は、氣心の知れた芳澤を外務大臣に任命、首相自身の抱懐する中国政策を推し進めて国民政府との関係を改善、それを梯子に滿蒙權益を擁護しようと考え、組閣直後には秘密裏に萱野長知を中国に派遣して国民政府と交渉させた。そこには旧知の間柄である政府高官が国民政府内に残っている間に、その関係を生かすことが最善との判断があった。

しかしながら、国民政府は田中内閣時代に統一をはたしたものの、満州事変当時においては蒋介石勢力と反蒋介石勢力に分裂、一九三二年二月に蒋介石は下野、同月の国民党第四期一中全会において穩健派と目される蒋介石勢力は要職を離れ広東政府勢力がその中心であった^⑭。また、犬養首相による秘密交渉は、在上海公使重光葵の知るところとなる。外務省には現地での動きが伝えられ、また犬養首相と萱野長知との間で交わされた秘密電報も陸軍、そして森の知るところとなる^⑮。そして外務省、陸軍、森の協力を得られない犬養の対中秘密交渉は失敗に帰した。秘密交渉という手法上の問題もさることながら、協力を得られなかった主たる要因は、陸海外三省の關係課長による協議で決定された「支那問題処理方針要綱」から窺い知ることができる。そこには、次の如くの策が記されている。

「支那本部政權の滿蒙問題に対する關係については、同政權をして滿蒙に対する一切の主張を自然に断念せしむることくしむるを以て主旨とす。したがって同問題に關する支那本部政權との直接交渉は、できうる限りこれを遷延するの策をとり（中略）支那本部における赤化運動ならびに反日軍閥および反日政党的覆滅を期す^⑯」

要するに、国民政府との交渉は時期尚早である、共産主義勢力の衰微を待ち滿蒙分離構想に沿って処理できる時期になって後に滿州問題についての交渉を行いたいというものである。国民政府内における共産主義勢力の影響力低下を待つべし、というような共産主義勢力に対する考え方は、森が田中内閣時の東方會議において示した共産主義勢力と対峙する穩健派勢力を支援する、との主張と同様の考え方であり、森がその後も主張し続けたことである。森はあくまでも共産主義勢力の影響を少なからず受けているとみられる国民政府との間では、滿蒙權益擁護の観点からの滿州問題解決は図れないとみていたのである。

① 前掲「森恪」六九四―六九五頁

② 森恪と懇意な關係にある鈴木貞一は、森恪と本庄繁との關係を次のように述べている。「日露戰爭頃は上海で非常に國の為に商社として

は破格な仕事をしてるわけだ。その關係で森恪は本庄繁という人と非常に親しい。（中略）本庄さんから頼まれて森恪との交友というのは始まった」と。（山口利昭編「鈴木貞一氏談話速記録（上）」（日

本近代史料研究会一九七一年、二七八―二七九頁）

- ③ 前掲「森恪」六九六頁
- ④ 『政友』三七三号一九三二年一月五九―一〇六頁
- ⑤ 満州事変直後の「満蒙と我が特殊権益座談会」において、「国力の発動」を「民政党、政友会を超越した外交」を意味するものとして、あるいは「日本は対支政策を国力でやらずに、初め軍だけで」という使い方がされている（文芸春秋編『文芸春秋』にみる昭和史」第一巻文芸春秋一九八八年九三、九九頁）。玉井清氏は森恪発言「国力の発動」を「軍事力の行使を念頭に置いてのものであったことは明らか」と断定し、その要因として満鮮実地調査の際の森恪の句「剣を撫す間島の夜や明けやすき」がそれを暗示したものとしている（前掲「政友会の対外強硬論」三九頁）。しかし、山浦貫一氏はこの句は危険極まりない間島旅行に出掛ける前にピストルの弾しらべを念頭においたものであらうと直接的な関係を否定している。（山浦貫一「森恪は生きて居る」高山書院一九四二年二〇三頁）
- ⑥ 『経済往来』一九三二年一月一日号九一頁
- ⑦ 前掲「山本条太郎と犬養毅・森恪」二九頁
- ⑧ 前掲「森の満州政策の要旨」七八六頁
- ⑨ 前掲「関東軍」九四―九五頁
- ⑩ 石原莞爾中佐「軍事課長永田鉄山大佐へノ書簡」（『太平洋戦争への道』別巻資料編朝日新聞社一九八八年）一一〇頁
- ⑪ 重光葵「昭和の動乱」上（中央公論社一九五二年）四七頁
- ⑫ 「河本大作大佐談」（森克己「満州事変の裏面史」図書刊行会一九七六年）二七〇―二七三頁
- ⑬ 平野零児「満州の陰謀者河本大作の生涯」（自由国民社一九六一年）一四七頁
- ⑭ 同右九九―一〇〇頁
- ⑮ 同右二二二―二三三頁
- ⑯ 稲葉正夫「永田鉄山と二葉会・一夕会（軍近代化の推進力）」（永田鉄山刊行会編『永田鉄山』芙蓉書房一九七二年、追録（二）四四二頁
- ⑰ 前掲「軍事課長永田鉄山大佐へノ書簡」一一一頁、及び前掲「関東軍」九五頁
- ⑱ 『中央新聞』一九三二年八月二三日
- ⑲ 前掲「関東軍」一〇六頁
- ⑳ 関東軍参謀部（昭和六年七月・八月ごろ）「情勢判断に関する意見」（『現代史資料（七）』みすず書房一九六五年）一六二頁
- ㉑ 「満蒙と我が特殊権益座談会」（『文芸春秋』にみる昭和史」第一巻 文芸春秋一九八八年）八九頁
- ㉒ 同右「満蒙と我が特殊権益座談会」一〇〇頁
- ㉓ 森は一九二九年二月七日の帝國議會衆議院予算委員会で「固より満州が支那の領土であると云ふことに付ては何等疑のない所」と答弁している（この時期、森は外務政務次官に就任していた）（『帝國議會衆議院委員會議録』昭和篇八（東京大学出版会一九九〇年）五二二頁）
- ㉔ 「満州問題をどうみるか」（『経済雑誌ダイヤモンド』一九三二年一月号）二六三頁
- ㉕ 『政友』三七四号一九三二年二月四四―四五頁
- ㉖ 前掲「関東軍」一三八頁
- ㉗ 同右「関東軍」一二七頁、一九三二年の十月事件に際して發電されたもの。
- ㉘ 島田俊彦「満州事変の展開（一九三二―一九三三年）」（『日本國際政治学会太平洋戦争原因研究部編』『太平洋戦争への道』第二巻 朝日新聞社一九六二年）一七八―一七九頁
- ㉙ 『中央新聞』一九三二年一月一日

⑳ 前掲「閩東軍」一四五―一四六頁

㉑ 原田熊雄述「西園寺公と政局」第二卷（岩波書店一九八二年）一七九頁

㉒ 同右「西園寺公と政局」第二卷一八〇頁

㉓ アジア歴史資料センター「対滿蒙実行策案審議会規程」（アジア歴史資料センターRef. No. B02030709000、第二画像―第八画像）

㉔ 前掲「太平洋戦争への道」別巻資料編一七一―一七二頁、なお引用文は読み易さを考慮してカタカナ文はひらがな文に改めた。以下同様

㉕ 「政友」三七四号一九三二年一月四四―四五頁

㉖ 前掲「森恪」によれば、この会議は秘密会議の形式をとった為官報にもなく又辞令もないもので、運営方法は幹事会で検討決定したものを委員会に諮り、その後閣議にかけるといふ。幹事は、内閣：横溝総務課長、大蔵省：青木国庫課長、陸軍省：永田軍事課長、鈴木高級課員、秋月高級課員、海軍省：原軍務局第二課長、拓務省：稲垣交通課長、そして委員は外務省：白鳥情報部長、大蔵省：黒田次官、富田理財局長、陸軍省：小磯次官、山岡軍務局長、海軍省：左今司次官、拓務省：堀切次官、北島殖産局長といふ構成。（七八一頁）

㉗ 前掲「帝國議會衆議院委員會議録」昭和篇八、五二二頁、森は一九二九年二月七日の予算委員会で「固より満州が支那の領土であると云

ふことに付ては何等疑のない所であり、吾々之を確認致し、而も其領土主権の存在を尊重致すことに付ては人後に落ちない」と答弁している。

㉘ 佐藤元英「昭和初期対中国政策の研究——田中内閣の対滿蒙政策——」（原書房一九九二年）一三八頁

㉙ 「大阪朝日新聞」一九二八年八月二六日森恪談話「南京政府の如く国際信義を無視し、非常手段に訴へて國際問題を解決しようなどと考へる連中と誰が真剣に折衝出来ると思ふか」、「大阪毎日新聞」（夕刊）八月二六日森恪談話「政府は現在では國民政府は認めていない」。

㉚ 社會問題資料研究会編「帝國議會誌」第一期第四卷（東洋文化社一九七五年）四四一頁

㉛ 前掲「鈴木貞一氏談話速記録（上）」一三三頁

㉜ 芳澤謙吉「外交六十年」（中央公論社一九九〇年）二三三頁

㉝ 宇野重昭「中国の動向（一九二六―一九三二年）」（前掲「太平洋戦争への道」第二卷）二七五―二八二頁

㉞ 前掲「山本糸太郎と犬養毅・森恪」二八頁

㉟ 前掲「満州事變の展開（一九三一―一九三二年）」一七八―一七九頁

第三章 上海事變

満州事變は勃発後も拡大を続け、閩東軍は一九三二年一月三日錦州へ進撃、上海では一月八日に日本人僧侶が中国人に襲撃される事件が発生し、犬養内閣が二月二日には上海出兵を閣議決定するという事態となった。更に三月一日には満州国が独立を宣言するところまで発展した。このような事態の悪化をうけて、國際連盟理事會は二月一六日に日本に自重

を求めるアピール^②を傳達、同月一九日理事会は中国側の要求を受入れて紛争問題を連盟總會に移すことを決定した^③。山浦貫一氏は、連盟アピールに対する日本政府の抗議声明は内閣書記官長森の手によるものである、そして森は九カ国条約の廃棄、國際連盟脱退を計画していたという^④。さらに同年五月の政友会関東大会における森の演説は、連盟脱退を暗示し、それに言外に九カ国条約破棄の意味を持つものであったとする^⑤。つまり森は、満州事変後において日本を取り巻く情勢が悪化する中で、九カ国条約廃棄、國際連盟脱退の意向を固めたというのである。もし森がそのような考え方をしていたとするならば、田中内閣時の出兵にしても、満州事変直後の対応にしても、九カ国条約を念頭においた行動をしていた森にそのような判断をさせた直接的な要因があると考えられる。そこで、森の九カ国条約、國際連盟に対する考え方について上海事変を通して考察したい。

（一） 國際連盟

一九三二年二月の総選挙応援演説「日本外交は何処へ行く」で、森は関東軍の錦州進攻に關連づけて、浜口内閣時の幣原外交を次のように論難している。幣原外交は「世界協調國際正義の美名の下に列国に引きずられ、支那になめられ、徹底的に軟弱退嬰ぶりを發揮した」、その結果、「正当なる条約の下に結ばれたる帝國生命線滿蒙の權益をすら維持」出来なかつた。そしてその幣原外交と異なり犬養内閣は「躊躇なく軍を進めて、錦州を攻略し、對滿政策の癩たる張学良の軍を関内に撤退せしめ」權益を擁護した。このような行為に対して「現に何れの外国も幣原君の恐れた様な抗議もせず、我が行動の正当なりし事を認識して居ります」^⑥と。この演説によれば森は、錦州攻略は列国に消極的にしろ容認されている、そしてその行動は「正当なもの」と認識されているというのである。「正当なもの」というのは、九カ国条約、そして國際連盟規約を念頭においたものと思われるが、まずは森の國際連盟像について検討し、続いて九ヶ国条約について言及したい。

森は国際連盟が成立した一九二〇年末、日本の国防規模について「東洋の平和を確保し必要な場合に世界五大国の一つとして世界の平和を保証し、強要するに必要な程度」と述べている。この主張は後の「力」を背景にした外交政策を遂行するのに相応しい軍事力を持つべしとの考えを表明したものであるが、同時に国際連盟常任理事国のひとつとして国際秩序維持、特に東アジアにおける秩序維持に必要な軍備を保有すべきとの考えをも示している。連盟理事国の日本は秩序維持の役割を担うと認識する森は、日本以上に国際秩序維持に関心を持つと考えられた英国などの列国は、ある意味で共通する論理や認識を有していると思われる。そして森は、秩序維持を目的とする日本の行動に対しては、ある程度容認される余地があるという認識をもち、明らかに九カ国条約・国際連盟規約に違反する行為をしない限り、列国との間で政治的な解決の道がある筈との判断をしていたものと思われる。次に、上海出兵前後における国際連盟の動きをみることにしたい。

国民政府の提訴を受けた連盟理事国の態度は、中心的な地位を占める英国が日本に同情的なものであったこともあって、上海出兵前までは九カ国条約違反あるいは経済制裁を加えるというものではなかった。そのことは、二月二日の上海出兵に際しての内大臣牧野信顕の発言「満州問題の解決は予想外の好調に進み」にもみられるところであり、森が主張するように満蒙權益を擁護する為の措置が列国によって違反とみなされるものではなかったことを示している。そこには、宮田昌明氏が論じているように中国の政治的情勢は混乱状態にあり、日本の行為を容認せざるを得ないとの論理も存在していたし、また英国の極東通ブランドが「彼等（国民政府——筆者注）自らの解釈による「人種平等」及び「主権」の観念と相反する如き条約や協定を侵害することは勝手であり、又廃棄することも随意だと考へるに至つた」と述べているように、中国側に問題ありとする見方にも説得力があったからである。このような中国側の問題点に加えて、列国はそれぞれ国内の経済問題に没頭せざるを得ない事情を抱えていた。従って、森にとつて上海出兵前における状況は、少なくとも表面的には連盟と日本との関係を再考すべきとするようなものではなかったと考えられる。では、上海出兵後連盟の審議が理事

会から総会に移された時期以後における連盟内での日本の立場、位置づけは、どうだったのだろうか。

日本に同情的な英国を中心とする連盟理事会に対して、中国は世界の世論に訴えるべく一九三二年二月一二日、滿州・上海問題を連盟総会で審議するよう要求した。理事会は、審議を総会に移すことに替えて、一六日に日本に対して国際連盟十二国理事通牒を発することを決定した。この通牒を受けた犬養内閣は、「本申入れは必要なき方面に向て為されたる嫌あり」と抗議した。そして上海事変がさらに深刻化するなかで二月二十九日、理事会は三月三日に総会を開催し審議することを決定する。これにより審議は理事会から総会に移されることとなったが、総会ではそれまで指導的役割を果たしてきた英国などと違い東アジア情勢に必ずしも明るいとはいえない小国の影響力が増していた。小国は、滿州事変以降に示された理事会の日本に対する対応は自国の防衛を考える上で好ましいものではないという観点から、連盟規約の適切な適用を求める意向が強く英国などの対応に批判的であった。また、連盟内での影響力を増す小国は、列国とは違い日本の主張を斟酌する余地を持ち合わせず、連盟内における日本の立場は悪くなる方向に向かっていた。こうした連盟内情勢について、外務省情報部長白鳥敏夫は「認識不足のヨーロッパの小国連が集まって、日本に対してかれこれ掣肘をふるが如きは以ての外」と語っている。また、犬養内閣が連盟に提出した抗議文に添付された声明文にも「日本は自国が遠隔のいづれの国よりも当然かつ必然に遙に良く事実を了解し得る地位にあるを信ずる」との主張が展開されている。これらは、東アジア情勢に明るくない小国の勢力増大が連盟内における日本の立場を苦しいものにさせていたことを、如実に物語っている。同時に、連盟理事国として東アジアの国際秩序維持に関わる、そして列国との協議こそが問題処理の要点となるとの森の考え方に大きなダメージを与えるものであったと考えられる。

こうしたなか、一九三二年四月三〇日の国際連盟臨時総会において、連盟規約第一五条（紛争解決手続）の上海事変への適用が採択された。それは、犬養内閣の抗議文、声明書にいう日本の主張が認められなかったこと、そして連盟内における小国の影響力の増大が現実の形となって現れたことを意味する。森はこの総会直後の五月八日、政友会関東大会で

「我々は世界列強と協力して、世界の平和に協力する方針に何等変りはない。しかし認識不足に基く不当な圧迫行動に対しては断乎これを排撃しなければならぬ」^⑬と発言している。この発言だけではその意味するところは必ずしも分明であるとはいえないが、問題の総会直後の発言としてみると、連盟内の小国の影響力増大が念頭にあったことは明らかである。また翌六月の「非常時の非常手段」と題する講演でも下記のごとく「国際連盟は意味のない存在」という趣旨の発言をしている。

「先般、私はラヂオで、「亜細亜に還れ」といふ表題で演説をしたが、その内容は（中略）国際連盟などは、世界平和のための連盟ではなくして、欧州平和のための連盟である。あんなものから日本は速かに脱退して、亜細亜に帰って、亜細亜七十八億の人間の生活安定のために努力するのが、日本の天職である。」^⑭

これら五月と六月の発言、そこに至る経緯を考え合わせると、森は国際連盟において東アジア情勢に明るくない小国勢力が中国問題に関与し、その勢力の影響のもとで総会決議がなされたということを問題視し、その結果として日本にとって連盟に止まる意義がないと結論付けていたといえよう。森の国際連盟像は、五大国のひとつとしての日本が国際秩序維持、特に東アジアにおける秩序維持に関わるという観点で存在意義をもつものなのであった。逆にいえば、そうした意義を失った国際連盟に留まる意味はないということであった。

（二）九カ国条約

田中内閣において外務政務次官として出兵などの強硬策を推進した森ではあるが、その政策は九カ国条約に違背することを避けるギリギリのところを意識していた。また満州事変直後の対応にしても、すでに言及したとおり、九カ国条約に明らかに違背する満州領土化を念頭においたものではなかった。^⑮その森が一九三二年二月の総選挙応援演説「日本外交は何処へ行く」の中で「九カ国条約（中略）に依って我が日本は手枷、足枷をはめられ」^⑯と発言し、六月の「非常時の非常

手段」と題する講演でも「九カ国条約なりが、日本に(中略)首枷、手枷、足枷を嵌めて」と条約を問題視する発言をし
ている。それでは森は九カ国条約を否定する方向に転換したといえるのだろうか。森の「非常時の非常手段」と題する講
演内容を詳細にみると「華盛頓条約(ワシントン条約——筆者注)は従来の如き解釈と取扱ひ方をするなら、寧ろ之を破
棄しなければならぬ」と「従来の解釈と取扱」であれば破棄すべきと述べている。また一九三二年二月に国際連盟理事會
へ送付された抗議文に添付された政府声明を引用して、「九カ国条約でも、不戦条約でも、凡ての前提条件として支那を
組織ある国家と認めて居た。(中略)然るに、二月二十三日の回答文に於ては、日本は、支那を組織ある国家と認めない
と断言して仕舞つた」と述べて、九カ国条約は中国を「組織ある国家」であると認めそれを前提としているのだが、中国
はその要件を満たしてはいないというのが日本の認識するところであるというのである。いずれも九カ国条約を直接的に
否定せず、解釈上の問題としている。森のいう「従来の解釈と取扱」の意味するところ、そして九カ国条約適用上中国が
「組織ある国家」であるか否かを森は何故問題とするのか検討してみたい。

上海事変勃発当時の国民政府が、外交問題に適切に対処できないほど国内的に混乱状態にあったことは、列国の間でも
認識されていたところである。また犬養内閣のなかで森と対立関係にあったとされる芳澤外相も「現在の支那は連盟規約
を適用するに不適」な状態であるとして「組織ある国家」としての前提条件を備えていないと見なしていた。中国が「組
織ある国家」ではないとすれば、九カ国条約適用上いかなる問題があるのだろうか。ワシントン會議でその条約が成立し
た経緯をみてみたい。その會議開催当時中国は、「諸全權団にとつて中国は独立国として諸条件を備えているようにはう
つらず、中国は近代国家として不可欠な特性を欠いている」とみなされていた。つまり中国は「組織ある国家」ではな
かったのである。ところが、条約成立に際しては、東アジアにおける新しい秩序を構築する必要性に鑑みて「中国の漸進的
な政治的統一を促進する方向で協力する」ことが會議に参加した關係国に求められていたのである。この経緯を鹿島守之
助氏は、「本条約(九カ国条約——論者注)は支那が秩序ある組織的国家となる前提のもとに支那における商業上の機會均

等を実現せむとしたもの」と述べている。また、ワシントン会議後関税会議が停滞していた頃の一九二六年八月米國マクマレー公使は、「ワシントン条約を遂行する努力を一時的に取り止める旨」を具申し立てた。つまり九カ国条約は「組織ある国家」を前提としているが、中国については、秩序ある組織的国家になるよう列國もサポートするという条件が付され、いわば「組織ある国家」とみなして成立に至ったのである。

このような条約成立の経緯からすると、森の主張する「従来の解釈と取扱」とは、組織的国家とはみなせない状態にある中国に九カ国条約を適用しようとすると考えられる。しかしながら、条約は中国を「組織ある国家」とみなして成立したにもかかわらず、森が一九三二年に何故中国は「組織ある国家」ではないと主張したのかという疑問が残る。周知のとおりワシントン会議後の中国は、軍閥間の争いが絶えない状態であったが、一九二八年七月になると米國が対中関税条約を締結し、事実上國家として承認、翌年一二月には張學良の易幟をうけて國家統一を成し遂げた。言い換えると、事実として「組織ある國家」と云い得る状態になったのである。ところが犬養内閣が「組織ある國家」とはいえないとの主張を展開した一九三二年二月になると、再び混乱状態を呈していた。中国は「組織ある國家」とは言い難い状況、即ち九カ国条約適用にはなじまない状況にあったのである。つまり森は統一を成し遂げた後に再び混乱状態に陥った中国に対して、条約の原則に則り対処すべきとの主張を展開したといえよう。森は九カ国条約を否定する方向に転換したというよりも、「九カ国条約に違背しない」という基本的考え方を踏襲する意向をもっていたからこそ、森は九カ国条約の解釈に問題ありと主張したものと考えられる。だが、ここにもうひとつの疑問が生じる。九カ国条約成立時中国は「組織ある國家」とは言えない状態であったが、列國間では中国を政治的統一に導くことを共通認識としていた。にもかかわらず、森は何故中国を「組織ある國家」ではないとの主張を展開したのかということである。これについては、前節「國際連盟」のところでも言及したように、國際連盟内での列國の發言力が相対的に低下し、列國の理解を得るだけでは十分とはいえず、小國などの新しい勢力の理解を得る必要性があったからであると考えられる。森は「非常時の非常手段」と題する講演で

「九カ国条約、これを精神的に叩き破れ^⑩」と述べている。あえて、「精神的に」を強調したこの発言も九カ国条約適用上の解釈に問題ありという意思表示だと思われる。

- ① この上海での事件は、満州国独立にむけた準備を助けるための関東軍による工作であったとされている（前掲『関東軍』一四四頁）
- ② 国際連盟通牒は、「日本は世界世論に対し其の対支關係に於て其の態度の正当且つ穩便なることを示すへき絶大なる責任を有し」などと条約の遵守と九カ国条約の義務履行を求めている。（上海事変に関する国際連盟十二国理事通牒及芳澤外相返書）『外務省編』『日本外交年表並主要文書』原書房一九六九年二〇〇頁）
- ③ 前掲『満州事変の展開（一九三一―一九三二年）』一四四頁
- ④ 前掲『森格』七四一頁
- ⑤ 同右『森格』七四七頁、同書引用の森格演説は次のとおりである。「我々は世界列強と協力して、世界の平和に協力する方針には何等変りはない。しかし認識不足に基く不当な圧迫行動に対しては断乎これを排撃しなければならぬ。我々の考ふところでは国際連盟や不戦条約の如き一辺の空文によつて世界の平和は確保されるものでないと信ずる。何となれば地球上、至るところ戦争の原因となるものが包まれているが、之等の原因を除去せずして徒らに平和を高唱するも何等得るところがないであらう。」
- ⑥ 「日本外交は何処へ行く」（同右『森格』七五五―七五六頁）
- ⑦ 同右『森格』四五三頁
- ⑧ 齊藤孝「米・英・国際連盟の動向（一九三一―一九三三年）」（前掲『太平洋戦争への道』第二巻）三六六―三七二頁
- ⑨ 黒羽清隆「十五年戦争史序説」（三省堂一九七九年）六頁
- ⑩ 宮田昌明「満州事変と日英關係」（『史林』第八二巻三号一九九九年）七七頁
- ⑪ 『東京朝日新聞』一九三一年一月一六日
- ⑫ 前掲『米・英・国際連盟の動向（一九三一―一九三三年）』三七二頁
- ⑬ 前掲『上海事変に関する国際連盟十二国理事通牒及芳澤外相返書』二〇一頁
- ⑭ 前掲『米・英・国際連盟の動向（一九三一―一九三三年）』三七七頁
- ⑮ 前掲『西園寺公と政局』第二巻一七四頁
- ⑯ 『東京朝日新聞』一九三二年二月二四日
- ⑰ 前掲『森格』七四七頁
- ⑱ 「非常時の非常手段」一九三二年六月一八日経済雑誌ダイヤモンド社主催「時局を語る」の会合での講演速記（同右『森格』二二六頁）
- ⑲ 本稿第二章「満州事変」一三三頁
- ⑳ 前掲「日本外交は何処へ行く」七五五頁
- ㉑ 前掲「非常時の非常手段」一九頁
- ㉒ 同右
- ㉓ 山浦賢一氏によれば、犬養内閣の抗議声明文は森書記官長と白鳥外務省情報部長の合作とされている（同右『森格』七四一頁）。これを証する材料は見当たらないが、抗議声明が発せられる前の時期に芳澤外相と佐藤国際連盟理事との間で、中国が「組織ある国家」とは言えないという主旨のやり取りを国際連盟対策を協議する中で行っている（二月二日「規約第十五条適用の際の問題点について」および二月二〇日「二月十九日理事会経過大要について」『日本外交文書 満州事変（第二巻第二冊）』六〇文書六四頁、一一一―文書一一〇頁）。こうし

た外務省の動きの中で、森が抗議声明作成に関与したものであろう。

②④ 前掲「非常時の非常手段」二五頁

②⑤ 前掲二月二日「規約第十五条適用の際の問題点について」六四頁

②⑥ 入江昭「極東新秩序の模索」（原書房一九六八年）二二頁

②⑦ 細谷千博「兩大戦間の日本外交一九一四―一九四五」（岩波書店一九八八年）七五頁

②⑧ 鹿島守之助「ワシントン会議及び移民問題」（鹿島平和研究所編

「日本外交史二三」鹿島平和研究所一九七一年）一四二頁、イギリス

第四章 滿蒙權益擁護の論理、その構造

森は中国政策を刷新のうえ、滿蒙權益を擁護すべきとして、ロンドン海軍軍縮条約問題では浜口内閣閣運動を執拗に続け、滿州事変勃発前には滿州情勢が一段と危機的な状況になったとの認識のもと滿蒙權益擁護のため「国力の発動」に踏み出すべきと主張した。こうした行動と主張から森は、滿蒙權益擁護を強硬に主張する政治家のひとりとされている。だが、森が滿蒙權益をどのように認識しているのか、何故その權益を重要視するのか、そして權益擁護のためには強硬手段も辞さないとする論拠とは何かという点については、これまでの研究では必ずしも明らかにされているとは云い難いと考えている。そこで森の滿蒙權益擁護論、その構造を考察する。

帝国議会における幣原外相発言によれば、滿蒙權益とは基本的に条約によって獲得したものと見方がなされているが、無形の權益をも認め、そして滿州との間には歴史的関係、地理的關係で特殊なものがあるとの認識も示している。特に歴史的関係という意味では、一九三一年七月、汪兆銘政権の外交部長陳友仁と会談した際に次のように発言している。

「これら權益の大部分はすべて条約に根拠を有して居るのみならず、何れも多年の意義深き歴史の所産ならざるものは無い（中略）清国をして此の広大なる沃地を保持せしめたる所以のものは、実に日本の武力干渉（日露戦争——筆者の注）に外ならない。

の極東通フランド見解は「ワシントン会議は以上二つの条件（現代文明式の法律秩序の維持と司法行政の实行）が備わると仮定して、これをその政策の立脚点としたものである。（中略）その政策が失敗すべきことは初めから判りきっていた」と。（同「ワシントン会議及び移民問題」注九 一四四頁）。

②⑨ 前掲「極東新秩序の模索」八五頁

③⑩ 前掲「非常時の非常手段」二二頁

(中略) 日露戦争の終結以来、満州は建設的事業の汎有る方面に於いて驚くべて進展を示し、支那の他地方に嘗って見ない程度の平和と繁栄とを獲得した。斯くの如き東北諸省の発展が少なくとも一部分は日本の同地方に於ける企業及び投資の結果なることは、我が国民の確信する所^①

要するに、歴史的な観点からみて満州と日本の間には、満州の発展に日本が大きく貢献してきたことや、あるいは満州が中国の領有下にあるのは日本が大きな犠牲を払って戦って得たものであるという経緯を背景とした特殊な関係があるとの認識を示している。しかしながら権益擁護のための対応については、幣原は、満蒙権益よりむしろ中国本土での市場価値を重視していることもあって、条約に基づく権益が侵害された場合には機宜の措置をとるという考えであった。これに対して森は、特殊関係にあるという認識を共有するものの、条約よりも無形の権益と歴史的な特殊関係に重きを置き、権益のうち満州の「静謐」を重要視、その「静謐」即ち満州の治安維持に対して日本が権利を有するとの認識であった。しかも権益擁護のためには兵力の行使を躊躇せず、そして権益侵害の恐れがあれば対処するという考えであった。このような考えは森の大きな特徴であり、彼が中国政策において強硬政策を主張する大きな要因のひとつである。森は田中内閣時代に著した「動乱中の支那視察談」で、「満州問題に就ては、支那よりも却つて日本に発言権がある」といい、一九二九年二月の帝国議会では、重要な権益を満州の「静謐」であると答弁している。さらに一九三二年六月の講演では「満州の主権は(中略)支那にのみ在るのではない。その主権には、日本も参与する権利がある」としている^②。満蒙権益に関して森がそのように認識していた直接的な論拠は、森自身の発言などからは見い出せないものの、満州の治安維持に日本が関与できる根拠として「満州に関する日清条約付属協定」に「満州に関する日清秘密了解事項」があることを森が知り得たのではないかということが指摘できる。ただし、この秘密了解事項の公表自体は、一九三三年一月一四日である^③。幣原外相にはその職責上、公表前にこの「秘密了解事項」について知り得た可能性がなくはないが、森については田中内閣時に外務政務次官に就任した時点以降と考えるのがわかりやすい。ところが、森は外務政務次官就任前に「静謐」とは明言し

てはいないものの帝国議会において治安維持を重視する趣旨の発言をしている。^⑤ ということは、この「秘密了解事項」に関わる情報を非公式ルートで入手した、あるいはそれとは別の論拠を持っていたと推定される。この非公式ルートについての考察は別の機会に譲るとして、本稿では別の角度から森が満州を重視する論拠について考察したい。

坂本雅子氏は旧財閥にとつての満州という観点に焦点を当てた論考のなかで、三井物産の事業展開にとつて満州が重要な位置を占めていたことを指摘している。^⑥ 森は政治家に転身する前に、三井物産に約一二年間勤務し、大半の期間、上海、天津など中国各地に滞在し、また元老桂太郎と三井物産益田孝の内命に基づき革命政府の孫文と「満州問題」をめぐるって会談している。^⑦ 森は三井物産からサポートを得、三井物産はその後、代議士を目指した森を通じて政界に何らかの影響力をもつという関係が考えられる。しかし、森が三井物産を事実上退社する時期に「現時に於ては吾人は畢竟無用の長物である。三井は到底国家本位なる吾人の自由を許さぬ王国である」と記しており、三井物産の事業展開を考慮に入れて行動しようとしたとの理解は難しい。逆に自らを「国家本位」とあるといい、中国の開拓には「政治的権勢」を必要とするとの考えを抱懐するようになったとも記し、また「支那の鉄鉱石を日本に持つて来るといふことはわが日本国の製鉄事業確立に貢献せん為」と語ったとされている。このような森の考え方からすると、森は中国で関わった鉱山開発を中心とした資源獲得を「国家」的に重要なことと考えている姿が浮かび上がる。では、何ゆえに国家として資源獲得が重要課題であると考えようになつたのだろうか。森は第一次世界大戦中に執筆されたとされる「日支経済提携論」のなかで、「今次の大戦は（中略）強大国にあらざれば、今日以後国を為すの資格なきなり。（中略）我が日本は幸に強国の範に列する事を得たれども国小にして物資欠乏^⑧」と日本にとつて資源不足は大問題であるといい、その不足を補う道は「支那大陸を離れては自給自足の独立状態、即ち経済的に独立を保つことは出来ない」、即ち中国に求めるべしと述べている。そして森は自らの手で採炭事業、鉱山開発事業を興して資源獲得に乗り出したのである。このような動きをする中で政治的な力なくしては資源獲得上限界があるとの考えを抱き、一九一八年政友会に入党、一九二〇年には代議士に当選している。一九一

八年に執筆された「鉄自給策の一大障碍」と題する論文において「鉄鋼暫行弁法は、現行鉱業条例に依りて、外国人民に開放付与したる鉱業権を、任意に閉鎖回収するもの」と述べ、中国での開発事業に関わる法的問題解決の必要性を訴えている。代議士となった後も、一九二六年二月の第五一回帝國議會で中国における鉱山開発問題を取り上げ、法的問題によって事業活動に支障を来たしているにもかかわらず十分な対応がなされていないと若槻内閣を論難している。森が中国、特に満州を重要視する背景には、日本が独立国として存立する上で資源の獲得が最重要課題であり、その課題の解決の道を中国、とりわけ満州に求めようとする考えがあつたのである。

第一次世界大戦は森に資源獲得を含めた自給自足体制の確立が日本の生き残りにとって重要な課題だと認識させたとしても、満州の治安維持に日本が積極的に関わるべしとの主張に直ちにつながるものとは考えにくい。そこで、「日支経済提携論」中の「不安定なる支那は反つて日本を毒しつゝある」との記述に着目したい。この記述は、森が当時の中国においては資源獲得問題解決の障害として法的問題だけでなく秩序面で大きな問題があると認識していたことを示している。この秩序面の問題は、中国における新しい秩序形成が議論されたワシントン会議当時においても、またそれ以降においても解決されるに至らなかつた。その上、国民革命軍による北伐が始まつた一九二六年には共産主義勢力の浸透という新たな不安定要因が加わることとなつた。この北伐最中の一九二七年二月森は、政友会の命により山本条太郎等と共に約一月にわたり中国各地を視察し、その視察談「動乱中の支那視察談」の中で共産主義勢力について、次のように、その影響がただならぬ事態を惹起しつゝあることを指摘している。

「見逃すべからざる事は、支那に最近外的關係が加はつてゐる事で、私一個の考より見れば極めて重大であると思ひます。(中略)露国のインターナショナルと云ふXの力が過去四ケ年間加はつて大なる支那動乱となつた(中略)最近二十年來揚子江沿岸に、日本人の扶植せる勢力が根底から亡ぼされつゝ、」^⑩

つまり、北伐の過程で発生した動乱には、共産主義勢力の存在があり、しかも大きな役割を果たしている、そして動乱に

よって揚子江方面の日本の権益が危機的だといっているのである。共産主義は日本の国体を危うくするものとの共産主義観に立って、森は中国視察前の帝國議會において幣原外相に対し共産主義勢力が中国の軍閥間の争いの背後にいる気配が感じられる旨を強調しその対応策を質している。従って、共産主義勢力の影響が表面化している中国本土の状況は、森に満州への波及を阻止すべきものと判断させる以外の何物でもなかったのである。というも森にとっては、共産主義の満州への侵入は、日本の権益、そして日本の国体維持に危機をもたらしものである。その危機を回避するための方策は共産主義の侵入を阻止することであり、その為には満州における治安維持が不可欠で最重要な課題であったのである。

満州における治安維持の重要性をより強く認識せざるをえない状況は、次に、どのようにして治安を維持すべきかという問題に発展する。森は中国各地を視察した際に陸軍省参謀本部鈴木貞一と面談し、対露戦を中心とした国防上の満州の重要性について説明を受けて共鳴を示したという。

「満州を日本の国防の基地としておる限りは、北方に対しにらみを利かす（中略）ここに（満州に——筆者注）日本の力がうんと入っておればロシアに対してもイギリスに対しても心配がない、だから、支那本土の上においても色々な政策を行なうについてもこの力というものは非常なバックになる」^⑭。

鈴木は、森が政治家としてはめずらしく国家的な考えを持っているので陸軍の国防認識を伝達する相手として選んだと語っているが、^⑮国防上戦略上満州を重要と位置づける陸軍と、資源獲得上満州を重要とみなす森の間では、「満州重視」が共通認識となったのである。また、「満州重視」の理由には違いがあるものの、ともに満州の治安維持を重大関心事とするところで共通認識が生まれていた。そして、両者の間には治安維持対策を含めた協力関係を生む下地ができたと考えられる。森が「動乱中の支那視察談」の中で、「支那が、露国の南下政策を十分防がざる間は、日本は断じて満州を渡さん」^⑯と対露対策面での満州を強調しているのは、そのことを裏付けるものであろう。特に鈴木ら陸軍中堅將校には、満蒙権益は「日本国民の血と汗によって購った」ものであり絶対的に擁護すべきものとする意識が強く、^⑰森との間で一体感の

ようなものが醸成されてゆき、森の「力」を背景とした対外政策のサポート役となっていたものと考えられる。

- ① 前掲『幣原喜重郎』四六〇頁
- ② 森格「支那動乱視察談」(前掲『森格』)五三七頁
- ③ 前掲『非常時の非常手段』二二頁
- ④ 東京裁判資料刊行会編『東京裁判却下未提出弁護側資料』第二巻(国書刊行会一九九五年)六一頁
- ⑤ 『帝國議會衆議院委員會議録』第四六巻(臨川書店一九八七年)一六〇頁、森格は議会で「二大戦争に依て得たる権利、利益、平和的事業に活動すると云ふ此権利、利益と云ふものが、最も重大なるもの(中略)外務当局は常に此権利擁護の為に有らゆる手段、有らゆる障碍を未然に之を防ぐと云ふ手段を常に講じなければならぬ」と発言している。
- ⑥ 坂本雅子「三井物産と『満州』・中国市場」(藤原彰、野沢豊編『日本ファシズムと東アジア』青木書店一九七七年)
- ⑦ 藤井昇三「辛亥革命時代の孫文関係資料——『満州問題』をめぐる森格書簡——」(『戦前日本の中国研究』アジア経済研究所一九八二年)
- ⑧ 高木陸郎宛書簡(前掲『森格』)一八八頁
- ⑨ 森榮枝夫人宛書簡(同右『森格』)一九〇頁
- ⑩ 松山小三郎氏談(同右『森格』)二四四頁
- ⑪ 「日支経済提携論」(同右『森格』)九五八頁
- ⑫ 前掲森榮枝夫人宛書簡
- ⑬ 「鉄自給策の一大障碍」(『東方時論』一九一八年八月号)一〇四頁
- ⑭ 『帝國議會衆議院委員會議録』第四七巻(臨川書店一九八八年)二一六—二一七頁、及び第四六巻(臨川書店一九八七年)五四七頁
- ⑮ 前掲「支那動乱視察談」五三七、五三九頁
- ⑯ 前掲『鈴木貞一氏談話速記録(上)』六八頁
- ⑰ 同右六八、二七九頁
- ⑱ 前掲「支那動乱視察談」五三七頁
- ⑲ 伊藤隆『昭和初期政治史研究——ロンドン海軍軍縮問題をめぐる諸政治集団の対抗と提携——』(東京大学出版会一九六九年)二九二頁

おわりに

本稿で考察したように、満州事変後の対応についての森の考え方は田中内閣当時と同様、九カ国条約に違背することを避けようとするものであった。九カ国条約と国際連盟に対する森の態度に変化が現れるのは、連盟内での勢力関係が上海事変後に変化を見せた時期である。しかも森の態度変化を象徴する「九カ国条約の破棄」、そして「国際連盟からの脱退」という発言は、「解釈上・運営上の問題が解決されないならば」という条件が付されている。筆者は、この点を軽視せず逆に着目すべきと考える。そうすると、森発言の主眼は九カ国条約、そして国際連盟を否定するところではなく、解

釈上・運営上問題ありと問題提起するところにあつたといえよう。また強硬的とされる森の主張や行動には、列国との摩擦回避という歯止めがかかつていた。それは森の中国政策において実は留意すべき特徴であり、幣原外交にはみられない「したたかさ」である。日本の利益の最大化を目指し、主張するべきは主張し、必要なら「力」も行使する、このような対応でなければ権謀術中の渦巻く国際問題に対処できない、という森の主張を確認する必要がある。

満蒙權益擁護を強く訴える森の中国政策の背景には、日本が「大国になる」、そして「大国として生き残る」という志向と、日本は「皇室中心の国体」であるという日本国家観がみられる。このような森の国家観と、森自身の長期にわたる中国体験によって形成された中国通という自負心とがあいまって、森の中国政策が作られたのである。つまり大国志向から自給自足体制の構築、なかでも資源獲得という課題が浮上し、その獲得を大陸中国に求めようとした。ところがその中国において森は、自らが起業した揚子江をはじめとする地域での資源開発事業が法制度面で困難に直面するという経験をしたのである。それゆえに森は、日本と特殊関係にある満州を中国本土よりも重要視するようになったのである。そして、中国ナショナルリズムの運動が共産主義勢力の浸透に伴って激しくなる事態を、中国本土における日本の権益が危機的な状況に追い込まれようとしているとみなした森は、共産主義勢力の満州への侵入を全力で阻止することによって、秩序を維持し満州資源の確保を目指した。また森にとつては、共産主義勢力の満州への侵入は、次に皇室中心の国体である日本に危機をもたらすとの危惧に繋がりが、なお一層阻止すべきものであつたのである。

「大国」の地位を得るといふ点では、日本は第一次世界大戦後の国際秩序維持の役割を担う国際連盟の常任理事国となることで列国と居並ぶことが可能となつた。その意味を森は、東アジアの秩序維持に列国とともにあたることであると認識していた。この認識にもとづき森は、中国、特に満州に関わる秩序維持のための日本の行動が列国の理解を得られるものとみなしたのである。このことが幣原外交の九カ国条約遵守や国際協調とは違い、九カ国条約に違背しないこと、そして列国との摩擦回避を基調とする森の中国政策につながつた。このような森の中国政策は広い意味で列国協調とは言えな

くはないのかもしれない。しかし、いずれにせよ、大国主導の国際秩序維持という森の理念は、上海事変後国際連盟内の勢力関係の変化によって連盟内では通用しなくなった。そこで、森は連盟の枠外において大国主導による満州問題処理への道を求めようとしたのである。満州国承認問題に関して、一九三二年八月の帝国議会において、実質的に承認しているのと同じ状況にあるのだから正式に承認するという行為は列国との関係を考慮して慎重に行われるべきという主旨の発言は、森のそうした考えを示唆したものと思われる。その後七月に病に倒れ、一二月に逝去したこともあって森が満州問題をどのような方策でもって解決しようとしたのかを示す材料を見出せてはいない。なお、国際連盟内における勢力関係の変化は、森の内政構想にも影響を与えたものと思われるが、その問題については今後の研究課題としたい。

最後に国民政府に対する見方に言及しておきたい。森にとって皇室中心の国体という国家観が政治ビジョンの根幹にある、それゆえ、共産主義を容認し難いものとみなしていた。そして、中国本土における共産主義勢力による日本の権益侵害、国民政府内の共産主義勢力による革命外交は、その認識を更に強めるものとなった。森は一九二八年に米國が事実上国民政府を承認して政策転換した後においても、共産主義勢力を国民党政權から排除すべきものと主張し、また満州事変によって満州が中国本土から分離した状況となった後においても、国民政府を共産主義勢力の影響下にあるとして犬養首相の推し進める直接交渉を支持せず、遷延すべきと判断したのであった。

以上を要約するならば、森の中国政策は九カ国条約への違背、列国との摩擦を回避することを基軸としたものであり、その背景には森自身の日本国家観があったのである。このことを踏まえるならば、これまでの先行研究が森の中国政策の強硬的側面を強調し幣原外交と対極に位置するものとして否定的に捉えてきた潮流の再考を促すことになろう。また、幣原外交による中国政策には限界が内包されていたことを指摘する先行研究でもその限界の指摘に留まっているが、森の中国政策論をあらためて検討・分析することで、对中国政策の攪乱要因に対処する術を持ち合わせていなかった幣原外交に替って日本がとり得る選択肢のひとつを探る手がかりが得られよう。

① 帝國議會發言（社會問題資料研究会編『帝國議會誌』第一期第十三卷

（東洋文化社一九七六年）四八四～四八五頁

1842-1914 (1925), Walker's first book about the Cape history, emphasised the "reconciliation" with the Dutch, and a Whiggish view of history. Nevertheless, he felt a crisis when the Afrikaner nationalist camp attacked the non-European franchise in the Cape and the British in the mid 1930s. *W.P. Schreiner: A South African* (1937), Walker's biography of the former prime minister of the colony, covered the problems of the "native franchise" and the British identity more directly.

In 1936, Walker became professor of imperial and naval history at the University of Cambridge. In 1940, he contributed the article 'The Jameson Raid' to the *Cambridge Historical Journal*, and tried to investigate the cause of Afrikaner nationalism in the late nineteenth and early twentieth centuries. Furthermore, his book *The British Empire: Its Structure and Spirit* (1943) sought to envision the role of the British Empire in the age of Pax Americana. On the other hand, he argued actively against the policy of apartheid, which began in 1948. In 1968, he settled in Durban, Natal, and died there on 23 February 1976. Even before his death, his anti-Afrikaner and Eurocentric work was criticised by Afrikaner nationalist, liberal Africanist and South African radical historians, but British liberalism never became a thing of the past out of the academic world.

Walker remained more pro-Boer and reconciliatory with the Dutch than other liberal historians. However, he confronted Afrikaner nationalism and took a leading position on the "frontier tradition" and the Jameson Raid. Furthermore, the most important problems for him were the myth of Cape liberalism and British identity. On the other hand, he did not fully develop his ideas about the British Empire in the age of Pax Americana. Nevertheless, the problem of the Empire undeniably lurked in the background whenever he told the story of South Africa, and in contrast, the South African problem was undeniably present whenever he told the story of the Empire.

The Framework of Mori Tsutomu's Foreign Policy toward China during 1929-1932

by

KOBAYASHI Shohei

Japanese foreign policy was carried out by Foreign Minister Shidehara Kijuro during the period of 1924 to 1931, except when the cabinet was headed by Tanaka Giichi (1927-1929). Shidehara's foreign policy toward China is said to have faithful-

ly followed the agreements made at the Washington Conference in 1921 and to have respected both cooperation with the powers and the principle of non-intervention in China's internal affairs. The Manchuria Incident, which broke out in September 1931, was the work of the Kantogun, who perceived that Japanese national interests in Manchuria could not be secured by the policy executed by Shidehara. Some scholars have questioned whether his policy was the best method for defending Japanese national interests in Manchuria, because the agreements of the Washington Conference contained the seeds of turmoil and were fragile, such as the fact the Soviet Union was outside the Washington system and the nationalist movement in China etc. These scholars, however, give no indication which policies should have replaced those of Shidehara.

This article focuses on Mori Tsutomu, an influential member of the Seiyukai, who advocated a hard line on China that was antithetical to Shidehara's, and clarifies the meaning of the framework of his foreign policy toward China in the period of the Manchuria Incident. In order to examine whether Mori's foreign policy could have been an alternative, I analyze Mori's conduct and remarks on the Nine Power Treaty, the League of Nations, the Chinese government, and Japanese national interests in Manchuria.

The findings of this study can be summarized as follows. (1) Mori's policy was carefully designed not to infringe on the Nine Power Treaty and to avoid friction with the powers. His policy making as such derived from his belief that adopting a hard line and taking military action to settle international problems were inevitable when pursuing national interests, but he believed relations with the powers should not be ruptured. (2) His strong emphasis on defending Japanese interests in Manchuria derived from his aspiration for Japan to become a great nation, that Japan must "become a great nation and remain a great nation." Securing natural resources in Manchuria in his view was a prerequisite to being a great nation. This emphasis on the special relationship with Manchuria was in the context of the increasing radicalization of the nationalist movement on the Chinese mainland and the worry that this might endanger Japanese interests there. From his point of view, social order and stability must be maintained in order to secure natural resources in Manchuria. (3) Japan became a council member of the League of Nations in 1920. Mori understood this to mean that Japan was responsible for preserving order in East Asia, and on the basis of this understanding, he reasoned the powers would accept Japanese military action to maintain order in Manchuria under the conditions mentioned above (1). (4) Mori viewed the Japanese state as a "nation state based on the Imperial Household," and understood the communist movement as threatening the Imperial Household. Therefore communism could

not be tolerated and the spread of communist forces into Manchuria must be prevented. This was because an intrusion into Manchuria would mean its spread into Japan. The infringement on Japanese national interests in mainland China by communist forces in early 1927 and the revolutionary foreign policy by the communism elements in Chinese nationalist government solidified his view of communism.

Considering the four points noted above, I wish to point out that this paper provides an opportunity to reassess Mori's foreign policy toward China, which most studies have regarded as antithetical to Shidehara's and have viewed negatively by stressing his hard-line stance and conduct. Further study and consideration of Mori's policy can also help us to consider what would have been a possible, alternative Japanese foreign policy to that of Shidehara.